

# ひょうご 水百景

No.36 加古川（加古川市・高砂市）

～大正から昭和初期の大改修により加古川下流は一筋に～



写真-1 平荘湖北の飯盛山中腹から加古川下流部を撮影（平成 26 年 1 月）

## ■ 山が流れて 川が流れない

「維新以来山林の濫伐のため禿山となり、段々山が流れて多くは山骨を露わし、所謂“山が流れて川が流れない”という結果で、段々川も埋没して……」これは、加古川改修に関する請願書の帝国議会等への提出について斡旋の労をとった衆議院議員・多木久米次郎<sup>※1</sup>が、明治 42（1909）年 3 月の帝国議会において行った請願紹介発言の一部です。

明治になって、払い下げられた上流部の林野が濫伐によって禿山となり、流れ出た土砂が河床を埋めて、大雨のたびに加古川は決壊し、家が潰され、田畑が流される水禍が繰り返されていました。明治 10（1877）年から明治 42（1909）年に至る約 30 年間は、堤防の修理と被災者の救済が毎年のように続きました。

※1 多木久米次郎：1859～1942 年。明治～昭和前期の実業家、政治家。安政 6（1859）年兵庫県別府村（現・加古川市）に生まれる。20 歳で家業の魚肥商を継ぐ。農村振興の基礎を安価で良質な肥料に求め、明治 23（1890）年に獣骨を原料とした過磷酸肥料（わが国初の人造肥料）の製造を開始した。その後、原料を燐鉱石に変え、さらにカリや窒素などの肥料も製造した。大正 7（1918）年多木製肥所（現・多木化学）を設立、多種の肥料をつくり海外にも輸出、「肥料王」と呼ばれた。また、村議、県議を経て明治 41（1908）年に衆議院議員に当選。5 回の当選を重ね、昭和 14（1939）年には貴族院議員となる。

## ■ 治水事業の負担割合の変遷

明治政府の治水政策は、試行錯誤の末、明治 6（1873）年に「河港道路修築規則」を定め、県の許可の下、地元町村が施行することとして、総工費の 6 割を国庫負担、4 割を地元村負担としていました。

明治 13（1880）年地方税規則が改正され、国庫負担が皆無となったことから、総工費を地方税（県税）と協議費（地元町村負担）が 1/2 ずつ負担することになります。

明治 22（1889）年市制・町村制施行後は、総工費を地方税と町村税で 1/2 ずつ負担することに。

その後、明治 23 (1890) 年には地方税 6、町村税 4 の割合で負担、さらに明治 25 (1892) 年には地方税 7、町村税 3 の割合で負担することになります。

このように、地方税の負担割合が増加していったとはいえ、大災害の場合、地元町村は 3 割の負担に耐えられず、急を要する堤防復旧工事を行うのが精一杯で、改良復旧を実施するほどの力はありませんでした。

なお、この負担率は全河川に適用されるものではなく、「県費支給川」に適用されるもので、明治 25 (1892) 年時点で「県費支給川」は、加古川、円山川、市川、揖保川、千種川の五大河川だけでした。「県費支給川」以外の「補助川」については、町村が 5 割以上の負担をするというのが基本ルールでした。

## ■ 治水事業における県費負担の大幅な拡大

このような状況の中、明治 25 (1892) 年 7 月 23、24 日の両日、兵庫県は未曾有の大水害に襲われます。被害はほぼ全県にわたり、特に加古川以西の被害が大きく、至る所で堤防が決壊し、家屋の流失・倒壊、道路の損壊が見られるという惨状を呈したそうです。8 月 4 日、加古郡 16 町村・印南郡 15 村の全町村長が集まり、災害に関わる堤防修築費を全額地方税から支出させるべく、知事や県会議員に陳情活動を行います。

一方、災害直後から約 1 週間にわたり被災地を巡視した周布公平知事は、明治 25 (1892) 年度臨時県会郡部会を招集し、従来の堤防修築費の補助割合では到底町村は負担に耐えられないとの判断から、補助割合を変更し特例を設けるよう提案をします。しかし、議会は「治水堤防ノ事業タル、全然一県ノ事業ニアラスシテ、其所屬町村トノ分担事業タリ」という考えに基づき知事提案を否決します。知事は議決を不認可とし、内務大臣の指揮を受けて原案を施行することに（官選知事はこんなことができたんですね）。

その後、紆余曲折を経て、明治 26 (1893) 年度通常郡部会において、これまでの五大河川に新たに武庫川他 2 河川を加えた県下八大河川について、治水堤防費を全額地方税負担とする議決を行い、その結果地元町村の負担は廃止されます。そして、新たに 7 河川を支給川に加え、これらの河川については治水堤防費の 7 割を地方税から負担することに。

ここに、治水事業に対する地方税負担は、大幅に拡大されることになりました。これらの河川については、兵庫県民である限り、河川によって直接利害を被る地域の人々も、そうでない地域の人々も等しく金銭的負担を負うこととなります。（上記紆余曲折の背景には、被災地とそうでない地域との間で、河川の上下流問題と同様の問題があったそうです。）

その後、莫大な県費を投入したにもかかわらず、明治 29 (1896) 年、明治 30 (1897) 年と、加古川の水害は、むしろその被害を拡大していきます。

## ■ 流域の関係町村が「加古川河身改修期成同盟会」を結成し抜本的な洪水対策を求める

頻発する大水害をきっかけに、加古川下流域の町村では、単なる復旧ではなく、抜本的な洪水対策を求める声が高まり、明治 31 (1898) 年加古郡と印南郡の 17 町村は「加古川河身改修期成同盟会」を結成します。明治 29 (1896) 年に制定された「河川法」を適用して国庫補助を受けるためには河川台帳を調製する必要があるため、明治 34 (1901) 年から 3 ヶ年かけて河身調査を行い台帳を整備しますが、明治 37 (1904) 年に日露戦争が勃発したため、河川改修実現への動きは一時頓挫します。

運動に再び火をつけたのは大水害のあいつぐ発生でした。明治 40 (1907) 年 7 月から 9 月にかけて大雨を伴う台風が次々と襲来し、明治 30 (1897) 年災害に次ぐ大きな被害が発生しました。同盟会は、積極的に改良工事を実施する旨県に対して建議を行うとともに、明治 42 (1909) 年には帝国議会と内務大臣に請願書を提出し、貴衆両院での請願が採択されます。（冒頭に記載した多木久米次郎の請願紹介発言はこの時のもの。）

## ■ 長期治水計画への組み入れ

明治 43 (1910) 年全国的大水害に見舞われ、関東・東北を中心に全国で 1,257 人もの犠牲者が出て、これを契機に長期的な治水計画を策定することになりました。臨時治水調査会が内閣に設置され、審議の結果、「第一次治水計画（河川改修計画および砂防計画）」が策定されました。国の直轄事業として改修すべき河川を 65 選定し、これらの河川を二期に分け、特に利害関係の重大な 20 河川を選択してこれを「第一期河川」とし、18 年間で改修する計画です。加古川は、利根川や木曾川などの大河川とともに第一期河川に組み込まれました。

（直轄河川改修の場合、国が 2/3 を負担し、残りの 1/3 は県負担）

## ■ 加古川への河川法適用

明治 44 (1911) 年 9 月 4 日、加古川への河川法施行が右記の通り官報に告示されます。大正 2 (1913) 年 11 月には河川台帳および図面が完成し、関係町村の役場でこれらの縦覧が行われました。

しかし、なかなか工事着手の決定がなされず、同盟会が粘り強く請願を繰り返した結果、ようやく大正 7 (1918) 年度からの工事着手が決定されました。

内務省告示第六十六号  
兵庫県下加古川筋左岸  
加東郡福田村内大門村  
右岸河合村内復井村大  
門橋以下海二至ルマテ  
公共ノ利害重大ナル関  
係アル河川ト認定シ本  
年九月十日ヨリ河川法  
ヲ施行ス

## ■ 加古川改修工事に着手

改修区間は、美囊川(みのがわ)合流点から海に至る左岸 19.65km、右岸 17.20km で、基準地点・国包(くにかね)における計画高水流量を 4,450 m<sup>3</sup>/s (明治 40 年 8 月洪水を対象)としています。

工事は、総工費 485 万円、工期 10 年とし、大正 7 (1918) 年度に着工、7、8 年度は主として準備測量、9、10 年度は土地収用および工事の一部を施工し、11 (1922) 年度から本工事に着手しています。

本工事着手に先立ち、大正 10 (1921) 年 5 月 25 日に日本毛織(株)加古川工場敷地において地鎮祭並びに祝賀会が、床次(とこなみ)内務大臣をはじめ、有吉知事、岡崎大坂土木出張所長ら来賓約 700 名を迎えて盛大に行われました。

その後、内務省加古川改修事務所が加古川橋東詰付近に設置され、工事は着々と進められます。

下流部の浚渫、掘削から始まり、これによって生じた土砂を利用して堤防を築き、護岸工事を施工します。

ただ、図-1 を見ると、「升田堤」だけは旧堤拡張となっています。また、用排水樋門や水路、橋などの拡張・改築も併せて行われました。

工事は順次上流へと進められていきましたが、第一次大戦以降、年々の物価騰貴によって当初予算では不足が生じる事態になったため、大正 12 (1923) 年度に総工費が 785 万円に増額され、工期も昭和 8 (1933) 年度まで延長されました。

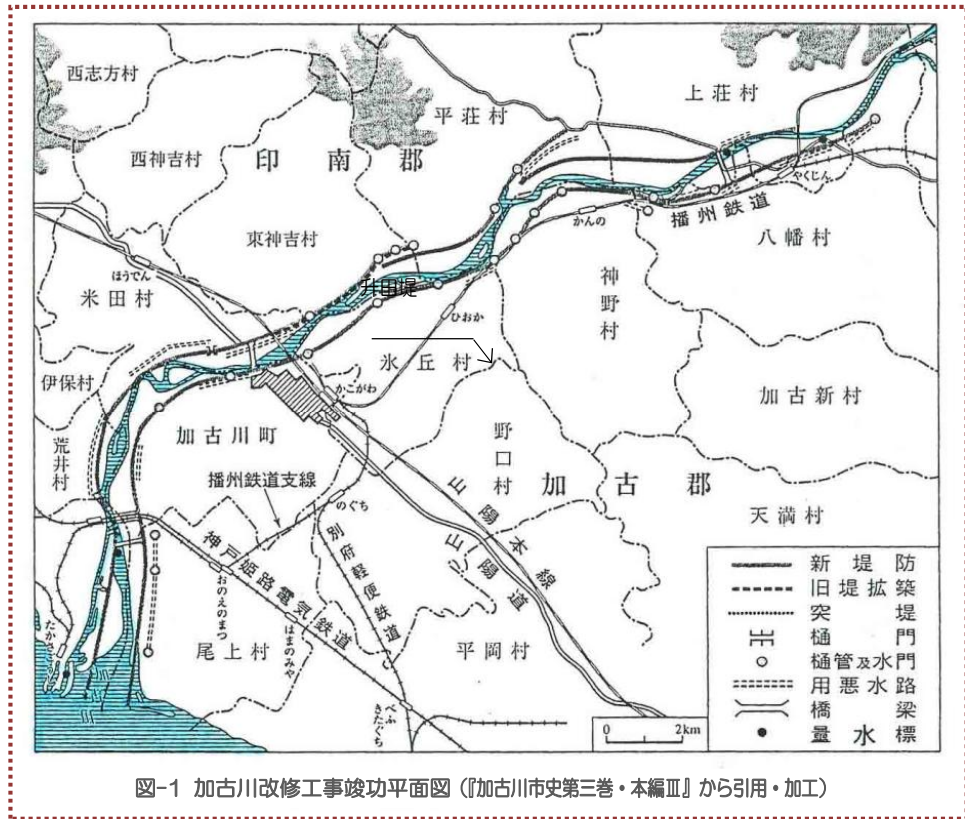


図-1 加古川改修工事竣工平面図(『加古川市史第三巻・本編Ⅲ』から引用・加工)

大正 13 (1924) 年 6 月成立した加藤高明内閣の財政緊縮方針を受けて工費は何度か減額されましたが、関係者の工事促進活動を精力的に行った結果、工事は無事継続され、全体工事は起工から 16 年の歳月を経て昭和 8 (1933) 年 11 月にめでたく竣工しました。

## ■ 主要な関連工事

### (1) 加古川橋架橋

戦略上の理由から橋が架けられていなかった加古川に、明治 7 (1874) 年になって初めて県が橋を架けます。山陽道(現・国道 2 号)が加古川を渡る地点に木橋が架けられますが、洪水のたびに破損・流失を繰り返します。

大正 2 (1913) 年 6 月、県はようやく本格的な鉄の橋を架設します。(写真-3)

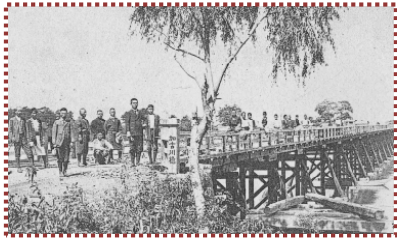


写真-2 洪水で流失するたびに架け替えられた木橋  
(明治36年) (『失われた風景を歩く』から引用)



写真-3 加古川に初めて架かった鉄橋  
「加古川橋」(『失われた風景を歩く』から引用)



写真-4 鉄橋の橋脚跡

その後、加古川改修工事に伴い、県は新橋の架設を計画します。総工費約466千円の内、内務省から43千円の補助を得て、既設鉄橋の直下流に架設するもので、大正13(1924)年8月11日に完成しています。

この橋(加古川橋)の設計者は、全国各地で多くの橋を手掛け、県内では武庫大橋を設計(『ひょうご水百景』No.27「武庫川」参照)した増田淳です。16径間単純桁橋(橋長=383.8m)で、かつては武庫大橋と同様に美しい石の高欄や立派な親柱を備えていたそうですが、県が行った拡幅工事(昭和34年3月竣工)の際に当初の親柱や高欄は撤去され、現在の姿に変わっています。拡幅工事では、上流側に脚柱が追加されています(写真-4)。



写真-5 国道2号・加古川橋(平成25年9月撮影)



写真-6 加古川橋 脚柱の追加

なお、昭和33(1958)年6月2日、大阪から加古川までの国道2号が指定区間となり、県から姫路工事事務所(現・姫路河川国道事務所)に移管されましたが、加古川橋の区間だけは工事中だったため指定から除外されています。そして、翌年の4月11日、相生市若狭野町まで指定区間となった際に、加古川橋区間も指定区間となりました。

## (2) 古新堰堤

山陽道の下流約1.3kmの地点に築造された「古新(こしん)堰堤」(堰長=375.0m)は、加古川改修工事の附帯工事として、河床の低下を防止するとともに高砂町(現・高砂市)の水源(米田水源地)に対する塩水遡上防止の機能を持っています。

昭和4(1929)年2月に起工し、昭和5(1930)年12月に竣工しましたが、昭和20(1945)年9月17日西日本を襲った枕崎台風による洪水で流失しました。

昭和32(1957)年から昭和35(1960)年にかけて改築され、現在に至っています。旧施設は丸太杭の基礎でしたが、現施設は上下流に鋼矢板を打ち込んだものになっています。



写真-7 古新堰堤

## (3) 舟運の衰退と派川の締め切り

大正2(1912)年の播州鉄道(現・JR加古川線)開通により加古川の舟運は幕を閉じます。高瀬舟を通す必要がなくなった派川の洗川(『ひょうご水百景』No.35)では「今市中島川」および高砂川は築堤によって締め切られ、分派点には、そ

れぞれ洗川樋門および高砂樋門が設置されました（これら派川の締め切りについては次の機会に）。  
これにより加古川下流部は一筋の流れになりました。

#### (4) 明姫電気鉄道

加古川改修工事着工祝賀会から半年後の大正 10（1921）年 11 月 26 日に、明姫電気鉄道（大正 10 年 12 月 28 日「神戸姫路電気鉄道株式会社に改称、現・山陽電気鉄道）は明石～姫路間の鉄道敷設工事に着工します。

工事には、加古川橋梁等の橋台・橋脚に、当時まだ普及していなかった鉄筋コンクリート工法を採用するなど、当時の新技術・新工法が採用されています。

また、加古川改修事務所から河床掘削予定箇所での無償採取許可を得て、約 12 万 m<sup>3</sup>の土砂と砂利を採取・運搬して路盤や道床に利用しています。

工期の短縮を図るため、土砂や砂利の運搬用に工事用蒸気機関車を導入し、トンネル工事では電気削岩機を採用するなどして、着工後わずか 1 年半程度で約 39km の全線複線敷設を完成させ、大正 12（1923）年 8 月 19 日から明石～姫路間の営業運転を始めています。

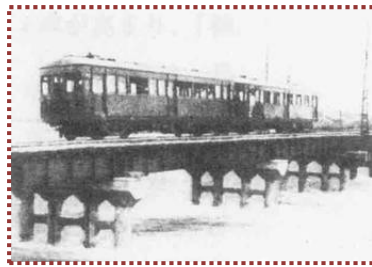


写真-8 山陽電鉄・加古川橋梁  
（『山陽電気鉄道百年史』から引用）



写真-9 山陽電鉄・加古川橋梁

#### ■ 盛大に竣工式

昭和 8（1933）年 11 月 19 日、内務省主催の加古川改修工事竣工式が加古川橋南の河川敷に千人を超える関係者が参列して盛大に行われたそうです。

また、加古川町をはじめとする地元町村は、改修工事完成を記念して石碑を建立することになりました。加えて加古川町では、竣工を記念して「河祭り」を開催することになり、昭和 9（1934）年 11 月の河祭り第 1 日目に、春日神社の西に建立された記念碑の除幕式が行われました。

「加古川改修記念碑」の文字は、当時の内務大臣・山本達雄の揮毫によるものです。裏面の碑文は、当時の兵庫県知事・白根竹介の漢文による撰、加古川市の書家・樋口尾山（びざん）の筆になるものだそうです。その碑文によると、延べ 121 万余人が工事に従事し、総工費は約 582 万円だったとか。（785 万円からずいぶん減額されたものですね。）



写真-10 加古川改修記念碑

#### ■ モノローグ

大正から昭和の初期にかけて実施された加古川改修工事によって、暴れ川・加古川の下流部はようやく一筋の河道にまとめられ、以後、幸いにも氾濫することなく今日に至っています。しかしながら、都市化の進展に伴い降雨の流出量が増大しており、決して安心できる状況ではありません。築堤区間が続く加古川下流部は、万が一堤防が決壊すれば大変なことになります。そんなことにならないために、今後とも流域全体で防災力の向上に努めていく必要があります。

ところで、明治 44（1911）年に大門橋から河口までが「公共ノ利害二重大ノ関係アリ」と認定されたにもかかわらず、工事は美囊川合流点までで終わっています。予算不足だったのでしょうか。

その後、昭和 16（1941）年から県による「加古川中小河川改修事業」が始まり、美囊川合流点から上流部の河川改修が行われています。

**【参考資料】**

- 1 『加古川市史第三巻・本編Ⅲ』 加古川市 平成 12 年 3 月
- 2 『山陽電気鉄道百年史』 山陽電気鉄道㈱ 平成 19 年 11 月
- 3 『加古川水系河川整備基本方針』 国土交通省河川局 平成 20 年 9 月
- 4 『加古川の流れ』 建設省姫路工事事務所 昭和 50 年 1 月
- 5 『失われた風景を歩く』 ビジュアルブックス編集委員会編 平成 14 年 7 月

※発行：平成 26 (2014) 年 5 月 『ひょうご水百景』 No.36

改訂：令和 8 (2026) 年 4 月 『ひょうご水百景』 No.36